

一般財団法人日本船舶職員養成協会定款

改正 平成24年6月18日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般財団法人日本船舶職員養成協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、優秀な船舶職員及び小型船舶操縦者等一定の知識・技能を必要とする船舶職員及び小型船舶操縦者の養成、小型船舶教習所教員等の資質の向上並びに海事教育の振興を図り、もって海難の防止と海上産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 船舶職員を養成するための講習
- (2) 海技免許を受けようとする者に必要とされる海技免許講習
- (3) 海技免状の有効期間を更新するための講習
- (4) 海技免状が失効した場合に再交付を受けるための講習
- (5) 特定操縦免許を受けようとする者に対する小型旅客安全講習
- (6) 操縦試験の受験指導
- (7) 第1号から第5号に掲げる講習に従事する講師及び操縦試験の免除を受けようとする者に対する教習に従事する教員の研修
- (8) 船舶職員の養成等をするための施設の維持管理及び貸付
- (9) 教習実施団体との連絡調整業務
- (10) 海技に関する普及振興業務
- (11) 講習用教科書等の刊行頒布
- (12) その他本会の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第6条 本会の財産の管理及び運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により会長が別に定めるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 本会は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき又は担保に供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第11条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を経た上、評議員会において議決に参加することができる評議員現在数の3分の2以上の決議を経なければならない。

(余剰金)

第12条 本会は、余剰金の分配を行わない。

第4章 評議員

(評議員)

第13条 本会に評議員5名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において、その職員(国会議員及び地方公共団体の議

員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第 1 5 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 1 3 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 1 6 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 1 7 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 1 8 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、出席した評議員による互選とする。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 長期借入金の借入れの承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び議長が指名した評議員2名が記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上9名以内
 - (2) 監事 1名又は2名
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長及び1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長及び理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、本会の業務を総理する。
- 3 理事長は、会長を補佐して本会の業務を統理し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の常務を統括する。
- 5 会長、理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の事業及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時

までとする。

- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で評議員会において別に定める支給の基準に従って報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

3 前2項に関する支給の基準は、評議員会において別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、定時理事会として毎事業年度開始前及び終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く

理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第38条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 顧問

(顧問)

第39条 本会に、顧問を2名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問に対する報酬等は、評議員会において定める総額の範囲内で評議員会において別に定める支給の基準に従って支給することができる。
- 4 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 その他、顧問に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 定款の変更、合併、事業の譲渡及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(合併等)

第42条 本会は、評議員会の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部もしくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第43条 本会は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 書類及び帳簿の備置き

(書類及び帳簿の備置き)

第46条 本会は、その主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 事業計画及び予算に関する書類
- (4) 事業報告及び決算に関する書類
- (5) 監査報告
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿については法令の定めによるものとする。

第14章 補則

(細則)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の一般法人設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
（理事）稲石 正明、長尾 正和、西岡 康弘、小比加 恒久
小坂 智規、山本 芳治、光延 秀夫
（監事）玉置 佑介、臼居 勲
- 4 本会の最初の代表理事は、山本 芳治とする。
最初の業務執行理事は、光延 秀夫とする。
- 5 本会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
伊藤 茂、松浦 道夫、半田 収、三木 孝幸、佐藤 安男
大内 教正

附 則（平成24年6月18日）

この定款の一部変更は、平成24年7月1日から施行する。